

東日本大震災により被災した幼児又は生徒の就園又は就学の支援等のための事業であって私立学校の幼児又は生徒の授業料等の減免のためのものの実施に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	青森県
3. 市区町村名	青森県
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1 (2) : 知事等（教育委員会）が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	東日本大震災により被災した幼児又は生徒の就園又は就学の支援等のための事業であって私立学校の幼児又は生徒の授業料等の減免のためのものの実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	123	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	151	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第1の2の項 東日本大震災により被災した幼児又は生徒の就園又は就学の支援等のための事業であって私立学校の幼児又は生徒の授業料等の減免のためのものの実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第1条	青森県私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助金交付要綱第1

⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、（高等学校等の生徒等）がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る（経済的負担の軽減）を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	県は、東日本大震災により被災した（幼児及び生徒）の（就園及び就学の機会の確保を図る）ため、県内の私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園（学校法人が設置するものに限る。）、中学校、高等学校、専修学校及び各種学校の設置者が行う被災幼児生徒の授業料等減免事業に要する経費について、令和2年度の予算の範囲内において、当該学校の設置者に対し、青森県私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助金を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		令和2年度青森県私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助金交付要綱 令和2年度青森県私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助金取扱要領

## 2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

### 事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号	青森県私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助金交付要綱 第5
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助事業に係る補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務

### 利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号イ	青森県私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助金交付要綱 第2(3) 青森県私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助金取扱要領 第4
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

### 利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号ロ	青森県私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助金交付要綱 第2(3) 青森県私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助金取扱要領 第4
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等

③提供を求める利用特定個人情報	外国人生活保護実施関係情報	外国人生活保護実施関係情報
-----------------	---------------	---------------

### 利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号ハ	青森県私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助金交付要綱第2(3) 青森県私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助金取扱要領第4
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

### 利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号ニ	青森県私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助金交付要綱第2(3)(5) 青森県私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助金取扱要領第4
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

## 2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

### 事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項2号	青森県私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助金交付要綱第6(1)
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助事業に係る補助金の変更交付申請に係る事実についての審査に関する事務

### 利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項2号イ	青森県私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助金交付要綱第2(3) 青森県私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助金取扱要領第4
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等

③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
-----------------	------------	------------

## 利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項2号口	青森県私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助金交付要綱 第2(3) 青森県私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助金取扱要領 第4
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	外国人生活保護実施関係情報	外国人生活保護実施関係情報

## 利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項2号ハ	青森県私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助金交付要綱 第2(3) 青森県私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助金取扱要領 第4
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

## 利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項2号ニ	青森県私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助金交付要綱 第2(3)(5) 青森県私立学校被災幼児生徒授業料等減免補助金取扱要領 第4
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

## 届出情報

独自利用事務の対象者	被災幼児、生徒、保護者等
------------	--------------

番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年10月16日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	

Copyright © 2021 Personal Information Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.